

コード	名称	区分	コード	名称
事業名	692 まちづくり環境条例推進事業	会計	01	一般会計
		款	08	土木費
		項	04	都市計画費
基本 施策	27 秩序の中にもぎわいのある都市空間をつくる	目	01	都市計画総務費
		細目	364	まちづくり環境条例推進事業
		細々目	01	まちづくり環境条例推進事業
行革大綱の重点事項番号		—		
担当部課	コード	190700	担当者 氏名	山本幸一郎
	名称	都市計画課		連絡先

事務事業の概要(Plan)

対象(誰を、何を)	・伊賀支所管内の土地について建築行為や開発行為、土地取引等を行う者 ※対象件数 不特定		
成果(どうする)	地域の環境に配慮した良好な地域の住環境等の確保が図れる。		
根拠法令・要綱等	伊賀町まちづくり環境条例		
開始年度	平成	年度	関連事業
終了年度	平成	年度	開発指導経費
H22 事業 内容	・条例に定められた届出行為の案内(通年) ・届出に対する関係各課への意見照会並びに行方への同意(13件)		
社会情勢 の変化等	平成22年度に事務の所管が伊賀支所から都市計画課へ移管された。		

整備内容(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)

1 建設用地	
2 建設面積 (延床面積)	
3 規模・構造	
4 総事業費	千円

運営体制(「施設の建設」「施設の管理・運営」のみ記入)

1 運営主体	
委託先	
2 配置人員	人
3 年間運営費	千円
4 市内の 類似施設	

事務事業実施にかかる業績とコスト(Do)

活動指標	指標名	単位	実績値		目標値	
			H21	H22	H23	H24
開発等指導	届出件数	回	目標	—	目標	—
			実績	13	実績	13

成果指標	指標名	指標設定の考え方	単位	実績値		目標値	
				H21	H22	H23	H24
地元同意(承認)率	届出行為が地元の方の了解を得ているかどうか分かる	%	目標	—	目標	—	
			実績	100	実績	100	
届出に対する同意発行率	町民等からの届出件数と条例どおりの協議が整ったことがわかる	%	目標	100	目標	100	
			実績	100	実績	100	

投入コスト	直接事業費計(A)	H21 決算	H22 決算	H23 当初予算	H24 当初要求
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
Aの 財源 内訳	国庫支出金				
	県支出金				
	地方債				
	その他				
	一般財源	33	34	35	35
事業投入人件費(B)		0.5人 3,600	0.5人 3,600	0.5人 3,600	0.5人 3,600
フルコスト(A)+(B)		3,633	3,634	3,635	3,635

事務事業の評価(Check)

判断の基準(該当項目に○をつけてください)		備考欄(特記事項)
必要性	法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業	
	個人の方だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業	
	特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第三者にも利益が及ぶ事業	
	事業開始からの目標・目的を概ね達成している事業	
	市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業	○
	市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業	
有効性	国や県、民間が同様のサービスを提供している事業	
	市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事業	○
	民間のサービスだけでは市域全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事業	○
	受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の徴収ができない事業	○
	事業の対象や環境の変化により、事業ニーズが薄れていない事業	
	【○をつけた場合、ニーズの具体的内容、根拠となるデータ等判断理由】	
達成度	財政状況を考慮し、事業を休止した場合、市民生活への影響が大きい事業	
	【○をつけた場合、影響の内容及び判断理由】	
効率性	事務事業の継続、達成度や実績を高めることで成果指標の向上が期待できる。	
	基本施策の目的を達成するために現在の事務事業の内容は適切であり、基本施策に対して貢献度も高サービス水準や対象を見直す余地がある。	○
改善策	当初設定した計画を 100% 実施している。【計画に遅れが生じている場合、改善策】	
	他の事業主体の活用、事業移管が可能である。	
昨年度の取組状況	【状況】 計画のとおり進んでいる	
	【詳細】 市全域の今後の土地利用管理手法を検討する中で、伊賀町まちづくり環境条例を全域に拡大するかどうかも含め検討することとした。また、条例の基づく「伊賀町まちづくり環境条例に関する指導要綱」については、重複する項目は市域全域を対象とする「伊賀市宅地造成等事業に関する指導要綱」によることとした。	

改善策	区域全体の土地利用管理手法について検討を開始する。開発行為にあつては、円滑な事務が行えるよう運用(内規)を整える。
昨年度の取組状況	【状況】 計画のとおり進んでいる 【詳細】 市全域の今後の土地利用管理手法を検討する中で、伊賀町まちづくり環境条例を全域に拡大するかどうかも含め検討することとした。また、条例の基づく「伊賀町まちづくり環境条例に関する指導要綱」については、重複する項目は市域全域を対象とする「伊賀市宅地造成等事業に関する指導要綱」によることとした。

今後の方向性(Action)

担当課長氏名	清水 仁敏
事業の方向性	【方向性】 現状維持 【理由】 伊賀支所管内の住環境等の保全のためつくられたものであり、引き続き条例に基づき指導、相談業務を行う。
現時点における課題、その他	伊賀支所(旧伊賀町)管内に限った土地利用条件や規制である。
課題、その他に対する改善策(いつまでに、何を、どうする)	市全域の今後の土地利用管理手法を検討する中で、引き続き「伊賀町まちづくり環境条例」の今後のあり方等について検討を進める。